

報 告 第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 0 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年7月28日

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 損害賠償の額 1 0 0 万 1 7 5 円

2 損害賠償の相手方 （省 略）

3 事故の概要

令和5年12月28日午後2時49分頃、主要地方道壬生川新居浜野田線（磯浦町10番地先路上）において、東進中の公用車が、前方で信号待ちのため停車していた相手方の普通自動車に接触。相手方が負傷し、車両を損傷させた。